

インターネット公売のお知らせ

市税などの滞納処分によって差し押さえた財産を次のとおり公売します。

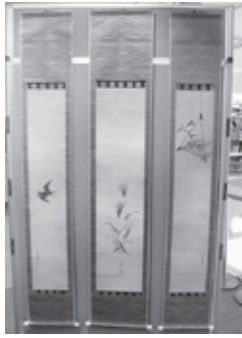
▽公売方法 インターネットを利用した競り売り

▽参加申込期間 11月12日(金)午後1時～24日(水)午後11時

▽競り売り期間 11月30日(火)午後1時～12月2日(木)午後11時

▽代金納付期限 12月14日(火)午後3時

▽公売物件 掛軸、版画など
20点(予定)



▲掛軸

▽参加申込方法 インターネットからの参加となります(11月12日公開予定)。

[http://koubai.auctions.](http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/)

[http://koubai.auctions.](http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/hyg_toyooka_city)

▽参加資格 国税徴収法で規定される場合など一部の例外を除き、20歳以上の方であれば、どなたでも参加できます。ただし、公売保証金の納付が必要となります(公売保証金不要物件を除く)。

▽参加資格 国税徴収法で規定される場合など一部の例外を除き、20歳以上の方であれば、どなたでも参加できます。ただし、公売保証金の納付が必要となります(公売保証金不要物件を除く)。



▲版画

▽その他 次のサイトでも公売情報を提供しています。
市ホームページ
<http://www.city.toyooka.lg.jp/koubai/top.htm>

ヤフー株式会社の
公売システム
[http://koubai.auctions.](http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/)

[http://koubai.auctions.](http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/)

下見会

公売物件を実際に見るこ

ができる下見会を開催します。落札した物件は返品できませんので、事前によく見て参加ください。参加申込みは不要です。

▽日時 11月20日(土)午前10時～午後3時

▽場所 市役所本庁舎 1階
※大型物件は、下見会に展示しません。下見を希望の方は、税務課収税係まで問い合わせください。日程などを調整します。

《問合せ》税務課収税係(公売担当) ☎23-11118

豆知識 インターネット公売って？

法律の規定に基づき、公共機関によって差し押えられた財産をインターネットのオークションシステムを利用して売却する方法です。

市では、平成18年にヤフーのインターネット公売に



初参加しました。その後、34回連続して参加を続け、今年10月末現在、連続参加回数が全国第3位の実績を積みんでいます。

忘れていませんか？ 父子家庭にも児童扶養手当が支給されます

支給要件に該当した方は、11月30日(火)までに申請すれば「8月分」にさかのぼり支給されます。



児童扶養手当は、父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもを育成する家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立を促進し、子どもの福祉の増進を図るために支給されます。

▽父子家庭の支給要件 次のいずれかに該当する子どもで、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に、8月1日から支給されます(ただし、所得制限があります)。
・父母が婚姻を解消した子ども
・母が死亡した子ども
・母が一定程度の障害の状態にある子ども
・母の生死が明らかでない子ども

支給されます

・その他(母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど)

▽手当額(月額) 受給資格者が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得などで決まります。

・児童1人の場合全部支給 41,720円、一部支給 41,710円～9,850円
・児童2人以上の加算額 2人目5,000円、3人目以降1人につき3,000円

▽支給開始月(11月30日(火)までに申請した場合)
・7月31日までに支給要件に該当した方：8月分
・8月1日～11月30日に支給要件に該当した方：支給要件に該当した日の翌月分
※11月30日(火)を過ぎると「申請の翌月分」からの支給となります。

《問合せ》社会福祉課生活援護係 ☎24-7031

女性の方へ 骨粗しょう症検診のお知らせ 〜40歳を過ぎたら、骨量チェックを〜

骨粗しょう症は、骨量が減って骨の内部がスカスカになり、骨折しやすくなる病気で、骨量は、加齢とともに少しずつ減り、特に女性は、閉経後に急速に減少します。まずは自分の骨の状態を知り、予防に努めましょう。



▽検診方法 DEXA法(DEXA法) X線撮影用の装置で腰椎の骨密度を計測します

▽日時
・12月13日(月)〜17日(金)
・12月20日(月)〜22日(水) 午後1時〜3時(予約時に時間をお知らせします)

▽実施場所 日高医療センター 健診センター
(日高町岩中)

▽対象 40歳〜70歳(平成23年3月末現在)の女性市民



《料金》

対象 (女性市民)	料金
40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳の方	1,000円 ※市民税非課税世帯の方、生活保護受給中の方は申請により免除
41歳〜69歳で希望の方	2,940円 ※免除はありません
70歳の方	無料

※年齢は、平成23年3月末現在

▽申込方法 電話で希望日時を予約ください。

▽申込期間 11月10日(水)〜11月30日(火)

《申込み・問合せ》 豊岡市保健センター(健康増進課) ☎24-9604

不法投棄・ポイ捨ては犯罪ですー 不法投棄監視カメラを増設しました

ごみの不法投棄・ポイ捨ては、わたしたちのまちの環境を荒廃させるだけでなく、わたしたちの心も荒廃させてしまいます。

レジ袋1つだけでも、道路や河川に捨てると不法投棄となり、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金が科され、またはこれを併科されます。

私有地に捨てられたごみは、土地の管理者が処理をしなければなりません。防護柵などで自己防衛することで、不法投棄の未然防止効果が期待できます。

また、市では、不法投棄監視カメラを新たに購入し、カメラの台数を増やしました。このカメラの設置やパトロールを実施することで、不法投棄の撲滅活動を行っています。不法投棄監視カメラの映像や、投棄物から投棄者が特定されたもの、また、悪質な不法投棄の場合は警察へ通報していただきます。

美しい豊岡市を子どもたちに残すため、市民の皆さん一丸となつてごみの不法投棄撲滅に取り組みましょう。

※引越など一度に大量のごみが出た場合は、豊岡清掃センター(☎24-5477)へ持ち込みにより処理できます(有料)。

※処理手数料：20キログラム当たり260円

《問合せ》 生活環境課環境衛生係 ☎23-5304



▲不法投棄監視カメラ

《平成21年度豊岡南・北警察署管内の廃棄物処理法違反処分結果の例》

	事案の概要	処分結果
1	国道パーキングエリアに生ごみ、ペットボトルなどの家庭ごみ4袋(約20kg)を投棄	罰金30万円
2	商店敷地内に生ごみ、空き缶、古新聞などの家庭ごみ(約5kg)を投棄	罰金10万円
3	路上に発泡トレイ、紙くずなどの家庭ごみ(約3.5kg)を投棄	罰金10万円